

耕作放棄地の解消を支援します！

● 遊休農地再生事業補助金について

指宿市では、過去1年以上作物が栽培されず、今後も再び耕作される見込みのない遊休農地を引き受けて再生作業を行う条件を満たす農業者等に対し、費用の一部を支援します。



● 対象者の主な要件

※次の要件を全て満たす方が対象です。

対象となる方は、再生しようとする農地を売買又は貸借した認定農業者や認定新規就農者等の担い手農家であること。

また、再生作業実施後は、再生された農地において5年以上継続して営農すると見込まれる者。

● 対象農地の主な要件

対象となる農地は、毎年農業委員会が行う農地パトロール(利用状況調査)で、遊休農地(1号遊休農地及び2号遊休農地)と認定されている農地であること。

作物生産を再開するための再生作業とし、農業の振興が見込まれる農地。

● 支援対象の主な作業と内容

- ① 障害物除去作業(農業上の利用を妨げる樹木等の伐採作業)
- ② 深耕作業(樹木の根等の除去作業)
- ③ 整地作業(障害物除去及び深耕作業終了後、対象となる農地を農業上の利用が可能な状態にする整地作業)

※ 上記①～③の作業に要した費用に対して、10アール当たり3万円を限度とする補助金を交付します。(3万円未満の場合はその額を限度とし、同一の農地に対する補助金の交付は1回限りです。)

【活用事例】

解消前



解消後



その他の要件や申請手続きについて、詳しくは下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】農業委員会事務局 振興係 TEL 22-2111 (内線 722・723)

農地に関するよくある質問

農地を相続した場合どうしたらいいですか。

まずは 法務局で相続登記の手続き

相続登記の申請は、法改正により義務化されました。



農業委員会への届出

添付書類：相続したすべての農地の登記簿の写し



相続した農地が

畑かんの場合…[南薩土地改良区](#)へ

「組合員資格得喪通知書」を提出

山林がある場合…[耕地林務課](#)で手続きをする

※以上の相続登記の一連の手続きは、司法書士などの専門家に依頼することもできます。
相続した農地で農業をする予定がない、売りたい、貸したいなど農業委員会へご相談ください。

全国農業新聞を購読してみませんか！

◆週刊 月4回金曜日発行

◆月額700円(税込)

購読申し込みは、お近くの農業委員・推進委員または
農業委員会へお気軽にご連絡ください。



農用地あっせん情報

令和5年8月25日委員会承認

所在	地目		面積(m ²)	希望内容
	登記	現況		
開闢十町字今谷迫 (開闢小学校近く)	田	田	511	売渡
西方 (垂門地区 畑かん外可 筆数問わず)	希望地目：畑		2,000	借受
柳田 (玉利地区 畑かん外可 筆数問わず)	希望地目：畑		2,000	借受

※農地を買う場合は、認定農業者、認定新規就農者等が優先されます。

※詳しくは、お近くの農業委員、農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 指宿市農業委員会事務局 TEL 22-2111

内線番号 農地総務係721 振興係723 地域計画係724